

上海女子工業進徳会の結成計画と 製糸女工の活動

曾 田 三 郎

はじめに

中国の労働運動は、1922年に最初の高揚をむかえた。上海の製糸業も例外ではなく、中国の労働運動史上で最初の女工の大規模なストライキであるといわれるような⁴⁾、40余工場と1万人余の女工をまき込む労働争議が、この年に発生した。もっともこの規模の大きさをどのように評価するかは注意を要するところであるが、ともかくも上海の多数の製糸工場が同時に操業停止の状態におかれるような争議が発生したのは、この年が最初であることに間違いはない。

上海の製糸工場で働く女工の多くは、江北の塩城・揚州・泰州、江南の無錫や蘇州、それに浙江省の紹興などからやって来ていた。綿紡績女工の出身地もほぼ同様であったろうが、紡績女工や製糸女工は大都市での生活の様々な危険からの防衛や相互扶助のために、10人程度のグループをつくっていたといわれている⁵⁾。これは女工に特有なものであったろうが、これよりも大きなグループで労働者の相互扶助という役割をもつ伝統的な組織として、幫があった。後にまた言及することになるが、上海の製糸女工のなかにも出身地によって13の同郷幫があった。

このような幫は上海に女工が流入し始めた頃から存在していたのであろうが、22年の労働争議に見られる女工の組織上の変化は、幫をこえるような新しい女工組織の結成計画があったことである。この製糸女工の新しい

組織である上海女子工業進徳会については、近年中国の研究者が「招牌工会」の一つとして言及しているが⁶⁾、この組織の形態と活動の内容は、古廐忠夫が5・4運動後の三つの労働運動の流れのうちの一つとしてあげた、「ブルジョア民族主義的潮流」といわれるものに類似した面をもっている⁶⁾。

以前のものと異なって、22年に発生した争議の影響が閩北を中心に上海の製糸工場と女工のほぼ全体に及んだことについては、上海女子工業進徳会というこれまでになかったような女工組織の結成計画の進行が関連しているように思えるが、それは何を契機に、誰が中心になって進め、伝統的な組織とはどのような関係にあったのだろうか。本稿の直接的な課題は、22年の製糸業の労働争議発生を外的契機を明らかにしたうえで、当時の女工の状態に即して新しい組織の結成計画と、その計画を中心になって進めた人物を指導者とするところの、22年から23年にかけての労働条件の改善を求める製糸女工の活動について考察することにある。またこれまで進めてきた上海近代製糸業史の研究との関連では、第一次大戦後の労働運動の展開が、19世紀末から形成されてきたところの上海近代製糸業の型にいかなる問題を投げかけることになったかということも重要であり、この点もあわせて念頭に置きながら叙述を進めることにしたい。

1 ILOの創設と女青年会

まず22年からの製糸女工の活動の活発化には、いかなる外からの刺激があったのかという点について考えてみよう。1922年における中国労働組合書記部による労働立法運動の開始について、当時、ブルジョアジーやキリスト教勢力によって提起されていた労働政策に対抗する意味があったといわれている⁶⁾。当時、労働問題についての関心は中国共産党だけでなく、ブルジョアジーやキリスト教系の団体によっても示されていたわけだが、女工や幼年工の労働状態についてとりわけ強い関心を示していたのは、キリスト教系の団体の一つである女青年会(YWCA)であったように思える。

国際的に見た場合、婦人運動にはコミンテルン国際婦人書記局を中心に

するものと、ILO「婦人部」を中心にするものとの二つの潮流があったようであるが⁶⁾、女青年会の活動は後者の潮流の一部をなしていた。中国では、女青年会はすでに清代の末期からあったようであるが、それが労働問題に関心を示し始めたのは第一次大戦後のことである。上海の女青年会は21年、23年と、ILO系の国際労働婦人会議に代表を派遣している。21年の第2回の会議に代表として参加したのが、女青年会の会員であると同時に女権運動同盟会の理事の一人でもあった程婉珍である。第一次大戦後に労働問題に関心を示し始めた上海の女青年会は、1920年代前半においてILOの国際的な労働政策の中国への伝達者としての位置をしめることになった。

国際労働婦人会議に参加する前に、程婉珍は上海の工場の実状について調査をしたが、これには大会への参加に備えた面もあったろうが、工場調査の実施は労働問題に関心をもち始めた女青年会の方針でもあった。女青年会のなかに労働部ができたのは、イギリスから韓勵生 (Agatha Harrison) が幹事として中国にやって来た1921年の春のことであったが、労働部の成立にあたって発表された宣言は、女工の娯楽や教育の援助、公正な世論の育成とそのため工場調査を活動の方針として掲げていた⁷⁾。

程婉珍が調査した工場の業種について明確に言及している史料はないが、当時の上海の女工の圧倒的多数は綿紡績工場と製糸工場で働いていたこと、翌年に彼女が労働環境の悪いことについてこの二つの業種の工場をあげていることから⁸⁾、調査は製糸工場についても行われたものと考えてよからう。後に述べる1922年の製糸工場における労働争議のさなか、依頼に応じて程婉珍は『婦女評論』の53期(1922年8月9日)に、「繰糸工作情形の大概」という文章を書いているが、これはこの調査にもとづくものであつたろう。この文章のなかで彼女は、幼年工の過酷な労働、高温多湿な環境の下での通常で12時間、多忙なときには13時間から14時間に及ぶ労働時間、女工の人格形成にふさわしくない容貌による待遇の区別といった、製糸工場における労働状態の実状を明らかにしていた。

ところで程婉珍によるこの工場調査に関する論評と考えられるが、当時のある新聞は、紡績、製糸両工場で働く幼年工の賃金が家計の維持に重要な位置をしめていることに問題の解決の困難な点があることを指摘し、幼年工の保護のためには成年労働者の賃上げが不可欠であると主張していた⁶⁾。この主張は、女青年会を含むキリスト教系団体の労働者保護のための提案の持つ欠陥を、すでに批判する面を持っていた。

ILO系の国際労働婦人会議に参加した程婉珍は、労働問題についていかなる情報を中国に持ち帰ったのであろうか。帰国した彼女は女青年会や上海婦女会などで講演をしたが、そのなかで国際労働婦人会議が第1回大会以来、1日8時間、1週48時間の労働時間、1週1日の休日、女性の夜業禁止などを方針としていることを伝えていた⁶⁾。産前産後の6週間の休息も含めてこれらの方針は、1919年から21年にかけて採択されたILOの条約のなかにももりこまれていた。

しかし女青年会は、このようなILOや国際労働婦人会議の方針を、中国で全面的に実施しようとしたわけではなかった。キリスト教系団体の中国の労働問題に関する全体的な方針が提起されたのは、1922年5月に開かれたキリスト教全国大会においてであった。この大会においてハリソンは、①12歳以下の児童の就業禁止、②1週間に1日の休息、③労働者の健康保護の3点を労働問題に関して提案し、議決された⁶⁾。③は抽象的な提案であるが、内容としては労働時間の制限、工場内の衛生状態や保安設備の改善が考えられていたようである⁶⁾。また①からわかるように、就業年令の制限については日本やインドの特例を中国に適用しようとしている。

この中国の労働状態の改善に関するキリスト教勢力の提案を、上海製糸女工の置かれている実状に即して検討すると、①は主に車間で働く盆工の就業年令の制限が、②と③は全体の女工に関連するが、とりわけ高温多湿な労働環境の下での長時間労働の制限が課題になってこよう。

こうして1922年5月には、女青年会を先頭とするキリスト教系団体の中国の労働状態の改善に関する方針が提起されたわけだが、その実現の方法

は程婉珍が平民教育運動を批判して書いた論文⁶³のなかにかがえる。彼女の平民教育運動に対する批判の要点は、この運動が労働者の置かれている状態を認識していないこと、とりわけ労働時間の問題を無視していることにあった。現在のような長時間労働の下では労働者に教育を受けるような余裕はないことを指摘し、平民教育の普及のためにも労働時間の短縮などをもちこんだ労働立法の実現に、その運動の推進者も協力するように求めている。

程婉珍が労働立法運動の推進によって労働状態の改善を実現しようとしたことの背景には、彼女なりの中国の労資双方の現状についての認識があった。それは労働状態の改善に資本家の善意は期待できないだけでなく、一般の労働者の自覚の向上もまた期待できないというものであった。このような認識にもとづいて、知識人——女工についてはとりわけ知識婦人——が政府と議会——程婉珍が具体的に念頭に置いていたのは省政府と省議会である——に働きかけてILOが採択した諸条約を法律として採用させる運動の形態を、程婉珍は考えていた。とはいってもILOの条約の全てをそのままに中国に適用しようとしているわけではなかったことは、先のキリスト教全国大会での議決から明らかである。

キリスト教系の団体のなかでは最も労働問題に強い関心を示していた女青年会の活動には、1922年に留法勤工儉学から帰国したばかりの向警予も注目しており、少なくとも翌年の後半あたりまでは、女青年会の活動を他の婦人団体に比較して高く評価していた⁶⁴。かたちばかりのものが多い上海の婦人団体のなかで、女青年会は実質を備え、労働問題に関心を示す数少ない婦人団体の一つとして活動を展開していったわけだが、労働状態の改善に関する女青年会の主張の重点は労働時間の制限と幼年工の保護にあった。

2 1922年の労働争議

1927年には北伐軍の上海到着という条件のもとに製糸工場が操業を停止

しているが、これ以前に上海の製糸工場では1922年を初めとして、24年、26年と大規模な労働争議があった。そしてそれらは8月、6月、6月と、1年のうちのほぼ同じ時期に発生している。これには製糸業の有する一般的な季節による操業状態の変化が、上海では器械糸の取引形態に規定されて一層顕著であったことが関係しているように思える⁶⁹。

上海の製糸工場の操業状態は、新繭が出回る6月から旧正月までと、旧正月開けから5月までの二つの時期で異なる。このため賃金や労働時間は、それぞれの時期の初めに決定されるのが慣行となっていた⁶⁹。上海の製糸工場の原料の多くは春繭であることから、操業の盛んなのは6月からの時期であり、労働時間が長くなる傾向がある反面、賃金も後の時期より高かった。くわえて上海の器械糸の取引が先約取引の形態をとっていることが、この二つの時期における操業状態の違いを顕著にしていた。製糸工場では、春繭の買い付けが始まる前から外商と製品の取引を約定しており、この約定分の生産と販売が工場の経営にとって重要な意味をもった。したがって6月からの操業は1年のうちで最も多忙で、それだけ経営者の側からの労働の強化が行われるのだが、女工の側からすれば最も要求をつきつけやすい時期でもあった。

程婉珍が製糸工場の労働時間について12時間から14時間と幅を持たせたのも、操業状態に1年のうちで違いがあるためであり、また一月に二日の休日があるとしているのも決して確実なものではなく、操業の多忙なときにはこの休日はいつでも取り消された。1922年の新繭による操業開始時も、そうであった。この年の7月、閩北の製糸工場の経営者たちは閩北糸廠会商処で討議し、先約取引分の生糸の生産のために日曜日も操業することを決定している⁷⁰。これらのことは先約取引分の生産におわれる夏季を中心とする新繭年度開始後の数ヶ月間は、女工の労働時間が延長される傾向にあったことを示している。

この年の争議で警察に逮捕された人物の一人である穆志英は、首謀者に関する尋問にたいして、争議は自らが幹部の一人であった上海女子工業進

徳会の煽動によるものではなく、ある製糸工場の女工が暑さのために休暇を願いでたところ認められなかったために、本会にやって来て労働時間短縮の実現を要求したことから始まったと答えている⁹⁹。後に検討する同会の「章程」の内容から考えて、穆志英らはストライキを計画的に行ったわけではないであろう。一般の製糸女工のなかに日曜日の休日を取り消されるような労働時間の延長にたいする不満があり、この不満とこの年から始まった新しい女工組織結成の動きが結合したところに、22年の争議のこれまでのものとの違いがあった。

先約取引分の生糸の生産におわれる工場側は、1日の労働時間の延長、出勤時間の厳しい管理、休日の取り消しなどによって女工の労働を強化した。ストライキは22年8月5日から閩北を中心に始まったが、それが40以上の工場と1万人以上の女工をまき込むまでになった根本的な原因をあげるとすれば、やはりこうした労働強化にたいする女工たちの不満にもとめるべきであろう。しかし女工たちのこの一般的な、おそらくこれまでも繰り返されてきたであろう不満の拡大のみでは、このような大争議に発展することはなかったであろう。この女工の不満を解決するための具体的な基準を提示するとともに、上海女子工業進徳会の結成認可も要求して争議を指導していったのは、同会の結成を計画していた一部の女工グループであった。

上海女子工業進徳会の結成計画は、この年の3月ないし4月頃から25人ほどの女工と数人の省議会の議員との間で進められていた。この計画に江蘇省当局は比較的好意的であったようだが、糸繭総公所の反対で淞滬警察廳の保護についての認可が得られず、8月の争議発生時点までには正式の結成に至っていなかった¹⁰⁰。争議は先約取引分の生産におわれる時期を選んで引き起こされたといわれるほどに¹⁰¹、計画的であったとは思われないが、上海女子工業進徳会の結成計画を進めていた女工たちのグループが、要求を実現させるうえでこの時期のもつ意味を認識していたことは事実であろう。

当時ある雑誌上では、22年の製糸女工の労働争議について、これまでも争議はあったがそれは一つの工場内部のことであって、上海の製糸工場の全体に影響が及ぶような争議はこの時がはじめてで、「中国婦人労働の新紀元ともいえる」という評価がなされ、また「中国における空前の婦人労働争議」とも称されていた⁶⁰⁾。このように上海の製糸女工全体の問題として争議が展開し得た要因は、核になって争議を指導できるような女工グループが出現したことにあった。

ストライキに立ち上がった女工が提起した要求は労働時間の10時間への短縮と、5分の賃金引き上げであった。穆志英、九姑娘、劉鴻道らの女子工業進徳会の結成を進めていた女工たちは、労働条件の現状に不満をもつ女工を引きつけて工場におしかけた。そのときに持っていた旗には「共和世界」、「男女平権」、「増進道徳」、「保障人權」といった抽象的なスローガンが書かれていたといわれているが、彼女たちの具体的な要求は同会の結成の許可にあり、糸繭総公所も労働条件とこの問題について対応している⁶¹⁾。

ところが5分の賃上げについては、やがて要求としては弱いものになっていったようである。賃金問題が全くなかったわけではないが、賃上げについてはそれを要求していないというような新聞報道もあった⁶²⁾。賃上げ要求が弱くなったのは、一般の女工がその願望をなくしたということではなく、女子工業進徳会の結成を進めていた女工グループの方針によるものだったと考えられる。女子工業進徳会の発起人である劉鴻道と穆志英からの取材として新聞が伝えるところでは、争議の原因には労働時間と賃金に関係してはいるが、最も重要なのは同会の結成であり、彼女たちがあげた具体的な要求は、①同会の結成許可、②労働時間の10時間への短縮、③休日の規則通りの実施、④賃金の季節による増減の廃止の4項目である⁶³⁾。賃金問題はなくなったわけではないが、要求の内容はかわり重要度は低下している。

賃金問題が重視されなかった理由は、どこにあったのだろうか。この疑

問を解く鍵として、当時つぎのような新聞報道があったことに注目したい。ある女工から取材した話として、女子工業進徳会を結成して労働時間の10時間への短縮を実現しようとはしているが、賃上げについては要求しない理由として、「文明国」にも労働時間については法律上の規制があるが、賃金にはそれがないことをあげたというのである⁸⁸。この女工の話は、労働時間に関するILOの諸条約の採択と、その各国の批准を念頭においたものだと推測できる。最低賃金の規定が各国の生活水準等の違いから抽象的にならざるを得ない反面、労働時間については第1回総会において8時間労働制が採択されていた。

女工たちが実施を要求していた労働時間は10時間制であったが、このことは彼女たちがILOの諸条約を念頭に置いて要求を出していたと推測することと矛盾はしない。というのはILOは第1回総会において当時の北京政府にたいして、第一次大戦の初め頃のヨーロッパで普通に行われていた10時間労働制の採用を、当面の課題として勧告していたからである⁸⁹。

それではILOによって採択された国際的な労働基準は、どのような経路を通して女工の意識のなかに浸透したのであろうか。この問題を解明するにあたって注意しなければならないのは、女子工業進徳会の結成計画を進めた女工グループと上海の女青年会との関係である。この女工グループの構成員は、一般の女工ではなかったようである。この頃に日本で出された中国の労働争議調査書は、このグループの中心人物であった穆志英と劉鴻道について、彼女たちは「女工頭」であったと述べている⁹⁰。22年の労働争議以前に、女青年会と彼女たちとの間に交流があったかどうかは確認できない。しかし翌年には、製糸工場の幼年工の実状を調査するために、程婉珍が穆志英から聞き取りを行っていることがわかる⁹¹。また共同租界工部局の招きで中国にきて、幼年工法の作成のために女青年会をはじめとするキリスト教関係の団体の協力を得て調査を行ったアンダーソン(Mary Anderson)も、やはり穆志英から聞き取りを行っているのである⁹²。この穆志英は、後に言及する女子工業進徳会の「章程」において、会長として

名前があげられている。

これらの事実にくわえて、すでに言及したように21年に製糸工場を調査した経験が程婉珍にあったであろうことを考慮すれば、22年の争議以前から彼女と女子工業進徳会の中心的女工との間に交流があったと推測することはあながち無理ではなかろう。程婉珍は22年の労働争議について当時から強い関心を示し、新聞や雑誌上で論評していた。争議がほぼ収束した頃の新聞紙上に、経営者側が女子工業進徳会の結成を認めなかったことを批判する文章を發表しているが、そのときに程婉珍が批判する理由としてあげた点は、ILOが労働者の結社や集会の自由を認めていることであった⁸⁰。ILOの議決にそった女工や幼年工に関する労働基準の設定や女工組織の結成問題は、とくにこの程婉珍のような知識婦人によって中国の労働界に伝えられ、製糸女工のなかではまず一部の「女工頭」がその影響を受けたのではなかろうか。

穆志英をはじめとする「女工頭」は新しい女工組織の結成を、直接に工場側に認めさせるのではなく、省議会や省政府に働きかけて実現しようとした。しかし工場側の圧力でそのような方法での実現が困難になった時に、先約取引分の生糸の生産のために労働時間が延長され、休日も取り消されて女工に不満がつまっている状態を利用して、労働時間の短縮に10時間という具体的な基準を与えるとともに、ストライキによって女子工業進徳会結成の実現をはかろうとしたのである。

程婉珍は22年の労働争議について、女子工業進徳会がストライキを実施し労働時間の短縮を求めてから、はじめて社会が女工の生活に注意するようになった点に、その意義を見出していた⁸¹。確かにこの意義は大きく、この争議には女権運動同盟会のような婦人団体の支援があり、また上海の各「工団」も夏季の高温時の女工の長時間労働は健康の保持という面から不適切であることを指摘し、省長がILOの議決に従って労働時間を制限するよう主張していた⁸²。もう一つの意義として、その中心が「女工頭」たちであったにせよ、また方針が労資協調的でILOの議決の部分的で修

正された中国への導入であったにせよ、個別の工場をこえて女工を結集できるような、核となるグループが出現したことも指摘しておくべきであろう。

このような意義はあったものの、争議のなかで提起された課題は何ら解決することなくストライキは収束した。警察は穆志英らを逮捕するとともに、女子工業進徳会がその「会規」に反して女工にストライキを強要したことを非難し、糸繭総公所は休息時間を除けば労働時間の現状は実質的には10時間であるとして、女工たちの労働時間の短縮要求を拒否した。ストライキのさなか、ある新聞は工場側に女子工業進徳会の結成問題と労働時間の短縮について譲歩を求め、後者については設備数を増加するとか、外商への製品の引渡し期間を長くするなどして解決すべきだとしていたが⁸⁸、これは製糸工場の経営の実状を知らない意見であるといえる。上海の製糸工場は租廠制の下で設備の増設は簡単には行えず、また外商との関係の面からだけでなく銭荘からの短期融資の返済のためにも、経営者は製品をばやく外商に引き渡す必要があったのである。

3 糸廠女工団の活動

22年の労働争議において、女工たちが掲げていた要求について何ら直接的な成果があがらなかったからといって、女工たちの組織形成や労働条件の改善を求める活動が中断してしまったわけではないし、省政府や工場の経営者側も全く対策を施さなかったわけでもない。

夏季の高温の下での長時間労働に不満をもつ一般の女工たちに、女子工業進徳会の女工グループは10時間という基準を提示したが、労働時間の短縮を実現しようとする活動は糸廠女工団（また糸繭女工団、糸繭女工総工団といった名称でも当時の新聞紙上に出てくるが、ここではこの名称に統一する。）にひきつがれた。また個別の工場をこえた労働争議を経験した経営者側も、女工たちの不満を緩和するような措置の必要性を認識した。そしてこの両者にとって、要求や対策の実現のさしあたっての時期的な目

安は、新たな繭年度が開始し先約取引分の生産におわれはじめる23年の6、7月であった。

22年の争議が失敗に終わった後、上海女子工業進徳会の結成を進めてきた女工グループのなかでも、とくに中心的な役割をはたしていた穆志英と劉鴻道の二人は、他の「工団」にたいして代わって同会の結成認可と労働時間の制限等を警察廳に要請してくれるように求めていた⁶⁴。しかし女子工業進徳会という名称での女工組織の結成は結局は実現せず、やがて穆志英らの名前は、こうした問題に関する新聞記事に見かけることが少なくなっていた。

1922年10月頃からの新聞紙上に、製糸女工の組織らしきものとしてしばしば見かけるようになるのは糸廠女工団であり、その代表的な立場にいたるのは呉張氏である。それではこの女工団は、穆志英という人物あるいは彼女たちが進めてきたところの活動と無関係かということ、そうではない。呉張氏と穆志英は後には明確に同一の女工組織に所属するし、「糸繭女工総工団」も参加した工界救亡大会に、穆志英は執行委員の一人として出席している事実もある⁶⁵。このことだけでなく労働条件改善の方針や後に言及する経営者側の態度からみても、女子工業進徳会と女工団との間のつながりはきわめて深いと考えられる。にもかかわらず穆志英が代表的な立場に立たなかったのは、22年の争議で逮捕された経験があったためなのかもしれない。

糸廠女工団は22年の10月頃から活動を始めたようだが、活動の形態は経営者側と交渉するのではなく、省議会有りいは省政府に請願するというものであった。請願の内容はILOの議決を根拠とする労働時間の短縮を第一項目とし、他の二つの項目は賃金の支払い保留の廃止と女工に対する虐待の禁止である⁶⁶。女工団のこの活動形態は女子工業進徳会とよく似ているし、請願の内容も22年の争議のなかですでに提起されていたものであった。女工団の活動に対抗して糸繭総公所もすぐに省議会对に反対の請願をし、労働時間は実質10時間であること、賃金の支払い保留は計算上やむを得な

いことでしかも14日分に過ぎないこと、虐待の事実はないことなどを主張した⁸⁹。

糸繭総公所の反論にもかかわらず、江蘇省長の韓国鈞は労働時間の実状についての調査を命じた⁹⁰。省長が総公所の反論をうのみにせず、女工団の訴えに耳を貸す姿勢を示したことには、当時そうさせるような環境が生まれつつあったことが関連していたのであろう。その環境とは、北京の中央政府がILOの議決や勧告について何らかの意思表示をしなければならなくなっていたことである。1922年の末に北京政府の農商部のなかに労工司を設けることが決定されたが、それについて当時の新聞は内外二つの要因を指摘していた。一つは第一次大戦後、労働者保護が国際的な潮流になっているのに、中国だけが対策を示さないことによって国際的地位に影響が出るのを恐れたことであり、もう一つはここ2年間に労働争議が頻発したことである⁹¹。そして翌年の「暫行工廠通則」の制定も、同じような理由にもとづくものであった。国内の労働争議の頻発にくわえて、国際的な関係からいっても、北京政府も労働問題について無策のままではいられなくなっていたわけである。

また江蘇省内においても、民間団体が労働者保護の運動を展開していた。女青年会などのキリスト教関係の団体は、22年の全国大会での労働問題に関する決議の法律化をもとめて活動を展開しており⁹²、糸廠女工団の活動にたいしても女権運動同盟会とともに支援の姿勢を示していた。22年の省議会にたいする請願と同じような内容の書簡を、女工団から提出された女青年会や女権運動同盟会を中心とするところの上海の婦人団体は、糸繭総公所総理の沈聯芳らにたいして、8時間労働、14歳以下の児童の就業禁止、週休制といった世界の労働者保護の趨勢を紹介しつつ、製糸女工の労働条件に配慮するように勧めていた⁹³。上海の製糸工場の全体に影響が及ぶような労働争議をはじめて経験し、また国内外で労働者保護の声が強くなるなかで、製糸工場の経営者も労働問題への対処にせまられることになった。経営者の側から女工対策の立案に中心的な役割をはたしたのは糸繭総公所

であり、その具体的な女工対策は「恵工事業」の遂行であった。

この「恵工事業」の遂行も含めて、22年の労働争議の後の女工対策の具体化は、淞滬警察廳和上海県知事そして糸繭総公所の三者の手で進められた。女工団の労働条件の改善要求と、この三者による女工対策のあいだで最も対立的な状態が生じたのは、やはり労働時間の問題をめぐってであった。

三者の考えをもちこんで作成された女工対策は、22年の11月に省当局に提出された。その内容の一つは経営者自身による女工の慰撫策、すなわち「恵工事業」の遂行であり、もう一つは官庁としての経営者と女工にたいする規則である。前者は警察廳と県知事によって省長に提出された文書のなかで、糸繭総公所総理沈聯芳からの書信というかたちで表明されていた。具体的な内容は閘北や虹口など上海に合計5ヶ所の糸廠恵工処を設け、女工の救済にあたるというものである。より正確に言えば女工の生活面の救済であり、労働条件等については、後者の規則のなかにもりこまれていた。糸廠恵工処は、老齢・貧困・病気に苦しむ女工に援助を与えたり、死亡時に引き取り手がなければ代わって埋葬するなどの救済事業を行い、女工の子弟のためには小学校を開設することになっている⁶⁹。

糸廠恵工処は合計5ヶ所が設けられることになっていたが、新聞報道で設立が確認できるのは虹口と閘北の2ヶ所でしかない⁷⁰。それぞれ女工のための「恵工医院」や女工の子弟のための学校を開設し、また「友誼会」と称して工場の管理職と男工のための懇親会も設けられた。

学校のほうは虹口では150人ほどの生徒がいたが、閘北では50人ほどの生徒しかいなかったといわれている。当時の新聞報道では上海には3万人近い製糸女工がいたが、そのなかには既婚者がかなりいたはずであるから、この生徒の収容人数は微々たるものといわねばならない。教育内容についてはなにもわからないが、生徒数だけからみても女工の子弟の教育にさしたる効果はなかったといつてよいであろう。また女工たち自身にとっても、子弟のための学校はさしあたって必要度が高くなかったであろう。しか

し医療面については、ある年の6月からの夏挽期には、開北でのべ9,100人の利用者があったというから⁶⁴、どれほどの治療が施されたかはともかく、女工は生活に切実な問題として利用していたことがわかる。

女工の労働条件に関する規則については、警察廳長と県知事の手で作成された。「保商恵工章程」というその名称からわかるように、労資協調的な装いで規則は定められており、第1章が「総則」、第2章が「保商」、第3章が「恵工」となっている。この章程については、「保商」に手厚く、また「恵工」は大きな矛盾をおかしているという批判が当時すでにあった⁶⁵。確かに第2章において、女工は経営者との直接の交渉権を剝奪され、ストライキ権や結社の自由が認められないなど、厳しい内容になっている。第3章での重要な問題は、労働時間の規定である。第8条の冒頭で10時間労働を基準とすることをうたってはいるが、続く文章はそれと矛盾している。すなわち工場内にいる時間は12時間であり、そこから昼の休息时间等をひくと10時間45分となり、それを最大の労働時間として容認しているのである。

この「保商恵工章程」にたいする批判者は文章の冒頭において、女青年会などの婦人団体にたいしてこの「章程」に注意するように呼びかけていたが、程婉珍はまもなく「恵工事業」という一文を発表している⁶⁶。この一文は「保商恵工章程」を念頭においたものであったろうが、程婉珍はイギリスを例に本来の「恵工事業」について説明し、事業のなかには労働者の教育や衛生・病気の面での保護だけでなく、労働者組織の結成認可と労働者代表の工場管理への参画も含まれると述べていた。

このように22年の労働争議の後の女工対策が、淞滬警察廳と上海県知事そして糸繭総公所の手で作成された。ところが1923年の新繭年度の開始をむかえて、糸廠女工団は省令で9時間労働が決められたにもかかわらず、経営者が実施しないだけでなく、警察廳や県知事も実施させようとしていない現状の改善を省署に請願した⁶⁷。この省令の決定過程の詳しいことはわからないが、確かにこの年の6月に省長が9時間労働と2週間に1日の

休日の実施を命令したようである⁶⁹。

省令は前年に省長が実施を命じた、製糸女工の労働時間の実状に関する調査の結果として出されたのかもしれないが、省長韓国鈞の個人的意向が強く働いていたようである。このためか後の女工団の非難によれば、韓省長の休暇中にこの省令は撤回されてしまい⁷⁰、女工団の請願にたいする省署の返答は、10時間労働を基準としながら11時間近い労働時間の実施を許容する「保商恵工章程」の徹底にかわってしまった⁷¹。こうした省当局の態度の変更にたいして、女工団だけでなく上海紡織工会などの労働団体も抗議し、糸繭総公所の働きかけによるものだと非難した⁷²。ところが糸繭総公所は、「保商恵工章程」の規定する労働時間さえも遵守できないという態度を示していた⁷³。

23年の新繭年度は、前年度末の好況を継続して2月頃から外商との間で先約取引の交渉が始まり、最高級の上海器械糸の「金双鹿」で、1担当り1,600両という「稀有な高値」で契約が成立していた⁷⁴。先約取引分によって経営が強く左右される上海の製糸工場にとって、とくにこのような好況時には、その生糸の生産が労働時間の規制によって制限されることは大きな痛手となる。そうであるが故に、糸繭総公所は「保商恵工章程」で定められた労働時間にさえ拘束されたくなかつたのであろう。

省令の実行を請願していた糸廠女工団は、7月にはいつて実力行使を行った。旧暦6月の「朔望」の休日を実現すべく、工場に操業の停止を迫つたのである。ところが、22年のストライキのような事態にはいたらなかつた。これは女工団の働きかけにもかかわらず、一般の女工が休日の実施に積極的には賛同しなかつたためである。その理由は賃金問題にあったようである。1923年8月3日付の『民国日報』は、閩北の製糸工場で暑さのために半日操業に切り替えようとしたところ、女工は生活上の理由でそれに反対したとし、「進徳会」にたいする女工の信頼はなくなっていると伝えたニュースを、資本家のような口ぶりで信用に価しないと述べていたが、女青年会などのキリスト教系団体の労働問題に関する認識や、22年の労働

争議にもうかがえる、賃上げについて明確な方針を示さない労働団体の結成や労働時間短縮の要求は、一般の女工には全面的には受け入れ難いものであったといえよう。女工団の要求と一般女工の意識の相違を、製糸工場側も利用しようとしていた。女工団の9時間労働の実施要求にたいして、経営者たちは、そのためには生産費の面から現在の1日4角5分の賃金を、3角5分に減額しなければならないと表明していた⁶⁴。

省令の実行をもとめる実力行使の失敗は、経営者側の姿勢を強硬なものにすることになった。糸繭総公所は、製糸女工を煽動するものは上海女子工業進徳会を引き継ぐ10余人でしかなく、一般の女工はその指示に従っていないとの認識を示し、省令どころか北京政府が制定した「暫行工廠通則」についても、中国全体を対象にした法律を、上海の製糸工場だけが遵守をもとめられる理由はないという態度で、しばらくは12時間労働を実施する姿勢を示した⁶⁵。糸繭総公所の説明では、12時間のなかには朝食や昼食の時間、それに授乳の時間を含むから、「保商惠工章程」が許容した労働時間とあまりかわらないともいえる。しかし「章程」が、矛盾をおかしながらも10時間労働を前面に出さねばならなかったことを考えれば、7月の争議の失敗は明らかに経営者側の姿勢を強硬なものに転換させたといえよう。

製糸女工の労働時間は、22年の労働争議の前の水準にもどろうとしていた。これにたいして女工団は、22年末より要求してきた労働時間の短縮、賃金の支払い保留の廃止や虐待の禁止をあらためて省議会に請願し、また他団体にも訴えた⁶⁶。しかしもはや省政府の女工にたいする好意的態度は消え失せ、12時間労働を肯定する姿勢を示した。

この省政府や省議会を相手とする、労働条件の改善を求める活動の行きづまり状態を打開する意図からであったろうか、省政府の姿勢を批判しつつ女工団は新しい問題を提起してきた。それは新たな女工組織の結成認可である⁶⁷。その時の名称は糸繭女工協会総会となっていたが、やがてそれは糸紗女工協会として23年末から24年初めにかけて、結成計画が具体化す

ることになる。

4 女工組織の特徴

22年の労働争議の時に結成の認可要求が出された上海女子工業進徳会、それに争議の終結後から23年にかけて労働時間の短縮を中心とする労働条件の改善を要求して、省政府や省議会への請願活動を展開した糸廠女工団は、その構成員や目的にどのような特徴をもっていたのであろうか。最後に、この点について検討しておこう。

23年7月に、一月に二日の休日を実施させるための女工団の操業停止の働きかけが失敗に終り、逆に工場側が12時間労働を押しつけてきたことへの対策を決定するために、女工団は何回かの会議を開いているが、そこに集まった人数は20余人とか、40余人といわれている⁶⁸。女子工業進徳会の活動を引き継いだ女工の人数は、糸繭総公所がいうほどに少なくはなかったが、かといってそんなに多いわけでもなかった。

女子工業進徳会は女工と省議會議員によって結成が提起されたが、発起人となった女工の人数は25人であった。結成が提起されてから、一説では閘北一帯の製糸女工の大部分が会員になったともいわれているが⁶⁹、これは疑問である。おそらくこれは、22年のストライキにまき込まれた女工の人数から類推したものと考えられる。

22年の争議の直前のある新聞報道は、女子工業進徳会について、次のような事実を伝えていた。塩城県出身の婦人九姑娘が、同じ塩城出身の製糸女工阿大と「女子工業聯合会」を結成したが、まず「女管車」に入会を勧め、会費を徴収して職員とした後、一般の繰糸、選繭、剝繭等の女工を入会させることにした。現在「女管車」で入会するものは30人から40人であり、非常に盛んである⁷⁰。ここからわかることは、女工の入会が盛況だといっても、争議が起きる直前で会員数は発起人の倍にも達しておらず、しかも会員の大部分は製糸工場のなかで女管車と呼ばれる人たちだったことである。

管車というのは、繰糸室（車間）におかれている監督者のことであり、30釜前後の繰糸設備2列に一人の割合で配置されていた。管車は男性の場合と女性の場合があったが、女管車は女工のなかから技術の優秀なものが選ばれたようであり⁶¹、最初から監督者として配置された男管車と性格を異にしていた。この点から考えて、同じ管車でありながらも、女管車のほうが一般の女工との結びつきが強かったといえよう。

22年の労働争議について、日本の調査書がその指導者を「女工頭」と称したのも、女子工業進徳会の会員の大部分が女管車であったためであろう。なおさきに出てきた塩城出身の女工阿大とは、日本の調査書が「女工頭」の一人としてあげた穆志英のことであり、すでに指摘しておいたように「上海女子工業進徳会章程」では、会長として名前があげられている。

女子工業進徳会は30人から40人の女管車を会員にはしたが、入会者が一般の女工にまで拡大するには至らなかったであろう。というのはまもなく争議が発生し、女子工業進徳会の結成計画は結局挫折するからである。すでに言及した女子工業進徳会との関連の深さにくわえて、23年7月の争議後の会議への参加人数が、女子工業進徳会の会員数に近似していることから、糸廠女工団も同じように女管車を中心にした組織であったと判断してよいであろう。

女子工業進徳会は会員が50人にも及ばない組織でありながら、22年の争議で1万人の女工をストライキにまき込むことができたが、この1万人の女工は、必ずしも全てが自主的にストライキに立ち上がったわけではない。ストライキが拡大していく状況について、時には経営者側や警察の非難的言辞として表明されることも確かにあるが、穆志英、九姑娘、劉鴻道らの女子工業進徳会の幹部が、工場に押しかけて操業の停止を迫ったという報道が、当時の新聞紙上に見られた⁶²。1万人のなかには、他の工場の女工が押しかけてきたために、自らの意志に関わりなく労働を継続できなくなった女工も含まれていたと考えるべきであろう。

女子工業進徳会が製糸工場に押しかけて操業停止の状態におくには、そ

のまえに会員がそれぞれの工場内において一般の女工を結集する必要が、当然あった。この女工のストライキへの結集にあたって女子工業進徳会が利用したのは、女工内部の幫と会員の女管車としての女工への影響力であった。

当時の日本の上海領事館からの報告によれば、閩北の製糸工場で働く女工の多くは、江北の塩城、泰州両地の出身者であった⁶³。この領事館報告そのものが上海の新聞報道を根拠にしていたのかもしれないが、『申報』（1922年8月9日）も閩北の製糸工場の女工について、塩城出身者と泰州出身者の二派にわかれており、ストライキに熱心なのは前者であることを指摘していた。今回のストライキの主力が塩城幫の女工であったことは、他の新聞報道も認めているところである⁶⁴。穆志英も塩城の出身者であったが、彼女が逮捕されるなどストライキへの警察の圧力が強まるなかで、泰州幫の女工がまず復業し始めたのにたいして、「塩城幫の女工招弟ら」は穆志英の処刑を阻止するためとしてストライキの継続を訴えていた⁶⁵。女工たちは個々にではなく、幫というまとまりでストライキの中止あるいは継続に対処しているのである。

ところでストライキの継続を泰州幫の女工に求めたこの「招弟」は、一般の女工ではなく、22年のストライキのきっかけとなる紛争が生じた大来糸廠の「管車女工」であった⁶⁶。ストライキが収束にむかうなかで、彼女は穆志英の釈放のための請願運動を、操業を停止して実行するように女管車として同廠の女工に訴えていたのである。経営者側の指示で男女の管車が女工に復業を働きかけ、8月9日には閩北の15の製糸工場ですべての、あるいは大部分の女工が復業していたが、残りの4工場では復業率は50%から70%にとどまっていた。このなかの泰来と恒和という二つの工場について、前者は穆志英が働いていたこと、後者は女子工業進徳会の会員が多いことがその原因であったといわれていた⁶⁷。

女子工業進徳会では、まず女管車に入会を勧めていたことをさきに指摘しておいたが、女工に復業を勧める管車がいる一方で、女子工業進徳会の

会員である女管車の多い工場では、女工の復業は遅れていたわけである。この場合、復業を勧めた管車もそうであるが、ストライキを堅持しようとした女子工業進徳会の会員が利用したのは、技術修得度の判断やそれにもとづく昇格の決定権をもち、一説では女工たちの集団的な工場間の移動も可能にするような、管車の女工への影響力であった⁶⁹。

22年の製糸女工の争議が、その開始から1万人におよぶ女工をまき込むまでにいたる過程をあとづければ、次のようにいうことができよう。夏季の高温多湿な環境の下での長時間労働で、一般女工に不快感、不平・不満が強まるなかで、女子工業進徳会の会員となった一部の女管車が指導者となり、彼女たちの工場内における影響力と、もともと女工のなかにあった幫としてのまとまりへの働きかけで一般の女工を結集し、さらに会員がいないか少数である工場に押しかけて操業を停止させた。

幫としてのまとまりについていえば、穆志英や九姑娘らの人物からわかるように、女子工業進徳会の幹部は塩城幫の女管車を中心にしていたが、同会は他の幫にたいして排他的だったわけではない。さきの「招弟」は塩城幫として穆志英の救済に乗り出しながら、すでに言及した泰州幫の女工にたいするストライキ堅持の訴えにおいて、江北の出身者という意識からであろうか、やはり「同郷」であることを強調していたのである。製糸女工は、上海に流入した時点から存在していたであろう幫としてのまとまりを維持しつつも、女管車を通じて女子工業進徳会という上海の製糸女工全体をまとめるような新しい集団のなかに結集するきざしを見せ始めていた。この点は、女子工業進徳会の系譜を引き継いだ糸廠女工団の組織的性格によく表われている。女工団の省政府や省議会への請願活動についての新聞報道が、「上海糸廠女工団13幫代表吳張氏等」と表現しているように⁷⁰、製糸女工のなかにあった13の幫をまとめる組織として、女工団は活動しているのである。

構成員以外の、目的や活動の計画といった面での女子工業進徳会の特徴を知るために、まず「上海絲廠女工罷工記」(『婦女評論』53期, 1922年8

月9日)に掲載されているその「宣言」や「章程」を見てみよう。「宣言」は該会の結成の目的について、女工の知識の低さ故の糸や繭の窃盗、繰糸室での騒動、むやみなストライキといった「不名誉・不道徳」な行為の克服をあげている。また「章程」は、「宗旨」の項目で女子の道徳の向上と習慣の改良をあげ、「会規」の項目で「宣言」にあったような「不名誉・不道徳」な行為にくわえて、事務管理部に押しかけて騒動を起こしたり、管車と争ったりすることを、会員資格の喪失につながる禁止行為としてあげている。

「宣言」と「章程」はともに女子工業進徳会結成の目的について、工場内における女工の秩序維持に重点を置いているのである。従って当時の新聞のなかに、このような女子工業進徳会の規則について、工場側に利益はあっても損はないと論評するものがあつたのも当然である⁹⁹。しかし22年の争議のなかでは、労働条件の改善も提起していたわけで、女子工業進徳会が女工の秩序維持のみを目的にしていたとは考えられない。

たしかに「宣言」や「章程」の文面からだけでは、女子工業進徳会の結成の目的は完全には把握できないようで、該会にはこれらには明記されていないような目的もあつたことに言及している新聞報道がある。さきのような内容の「宣言」や「章程」にもかかわらず、経営者側は該会の結成を認めなかったわけだが、このことについて、彼らは将来女工の雇用が困難になることを恐れているためだという新聞報道があつた¹⁰⁰。この報道は全く根拠のないものではなく、この報道がなされる以前の別の新聞は、女子工業進徳会の成立後は各工場の女工の雇用はまず会に報告して会長より派遣し、労働時間や賃金も会で決定する計画であることを報道していた¹⁰¹。

しかしこのような計画をもっていることは、女子工業進徳会が一般の女工の利益にそつて労働条件の改善に努力することを、必ずしも意味しているわけではなかつた。ここであらためて注意しなければならないのは、この会の構成員である。すでにふれたように「章程」は「会規」の項目で、一般の女工が直接に事務管理部に出かけて騒動を起こしたり、管車と争う

ことを禁止していたのであり、労働条件の改善といっても、それは女管車たちによって、彼女たちが必要と認める範囲内においてしか追求されなかったであろう。

こうしてみると女子工業進徳会の目的や活動の計画は、工場内における女工の秩序維持と、女管車たちが必要と認める範囲内での彼女たちの手による労働条件の改善にあったということができよう。監督者としての立場からではあれ、男管車ではなく女管車のほうが労働条件の改善に関心を示したのは、彼女たちがもともと一般の女工の出身であり、生活防衛上の小グループや幫を通じて女工たちとの結合が強かったためであろう。この女管車たちに、労働条件改善のための具体的な基準を示唆したのは、ILOの条約の採択や北京政府への勧告であり、国際労働婦人会議の諸決議であったが、これらは直接には女青年会などのキリスト教系の婦人団体によってもたらされた。

それでは、22年から23年にかけての製糸女工の労働条件の改善を求める活動や、その活動の中心になった女子工業進徳会や糸廠女工団といった組織に、中国共産党はどのような関係をもっていたのであろうか。中国の研究者のなかには、22年の製糸女工のストライキには向警予も参加しており、かなりの働きをしたという見解もある⁹⁸。しかし当時の史料のなかには向警予の関与を示すものはないし、勤工儉学から帰国したのがこの年であるという状況的な面からみても、彼女が女工組織の結成やストライキの指導に大きな役割をはたしたとは考えられない。ただストライキが起きた直前に開かれた第2回大会の労働運動に関する決議で、中国共産党は「国民党・無政府主義政党あるいはキリスト教政党の組織した労働組合内」では、労働者の脱退を促すのではなく、自らの影響を増大させて指導権をくつつがえすことを決定していたから⁹⁹、ストライキが起きた時にそのような方針で関与しようとしたであろうことは十分ありうる。

向警予自身も、すでに述べてきたような特徴をもつ女子工業進徳会やそれを中心としたストライキについて、労働運動と婦人運動の歴史に消すこ

とのできない足跡を残したと、その意義を高く評価していた。そしてその後の女工の活動についても、団結を重視し糸廠女工団の指導の下に女工が結集することを求めていた⁹⁹。しかし23年末近くになると、向警予は女工団に対する批判的な姿勢を強めるようになる。その批判は女子工業進徳会以来の、組織上の特徴と活動形態にかかわるものであった。まず組織上の問題について、団結の重要性を指摘してきたにもかかわらず、女工団に結集しているのはあいかわらず40人程度にすぎないことを、向警予は批判する。もう一点批判しているのは、女工団の活動が第三者への依頼や、軍閥への請願に終始していることである¹⁰⁰。

向警予のこの二点の批判は、内容的には、女青年会に関するところで言及した、程婉珍の労働条件の改善実現の方針に対する批判にもなっている。程婉珍は一般の労働者の自覚の向上に期待せず、また資本家と対抗してその譲歩を引き出すことも期待せず、もっぱら政府や議会に働きかけて、それらがILOの議決にそった労働基準を法律として採用することを期待していたのである。

おわりに

中国の最初の労働運動の高揚期において、製糸女工に関するかぎり、その新しい組織の結成や活動にたいする中国共産党の影響は弱かった。確かに、勤工俟学から帰国したばかりの向警予は、『向警予伝』(86頁)がいうように、女工のなかにあった慣習的な小グループをまとめ、自らの指導が浸透するような組織を結成しようと努力したのかもしれない。また彼女の『婦女週報』を中心にした評論の執筆からみて、製糸女工の問題に強い関心をもっていたことも事実であろう。しかし当時の史料のなかには、22年から23年にかけての製糸女工の組織形成や活動に、向警予が大きな影響を与えたような形跡は見出せない。

製糸女工に外部から大きな影響を与えたのは、女青年会を中心とするところのキリスト教系の団体であった。女青年会に集まる知識婦人が、労働

問題のなかでとくに関心を示したのは、労働時間の制限と幼年工の保護であった。こうした労働問題に女青年会が関心をもつようになった契機は、ILOの創設であった。女青年会は労働問題のなかの労働時間の制限と幼年工の保護を中心に、ILOが定めた国際的労働基準を部分的に、しかも緩和したかたちで中国に導入する役割をはたしたのである。

こうした女青年会の知識婦人による労働基準の提示を受けて、製糸女工のなかでその基準の実現と新しい組織の結成にのりだしたのは一部の女管車であった。上海女子工業進徳会から糸廠女工団にいたる、22年から23年にかけて活動した製糸女工の組織は、あくまでも女管車を中心にした組織であり、この女管車たちはおそらくは幫としてのまとまりをもっていたであろう配下の女工を、自らの権威によってこれらの組織に結集しようとした。

女青年会と一部の女管車との結びつきは、21年の程婉珍による工場調査の頃から始まったのではないかと考えるが、さきの二つの女工組織は女青年会が関心をもった労働問題のすべてに取り組んだわけではなかった。女青年会が関心をもった労働問題には、労働時間の制限にくわえて幼年工の保護があり、製糸工場には多数の幼年工がいた。それにもかかわらず二つの女工組織は、この幼年工問題にはまったく取り組まなかった。そこにはこれらの組織の指導者が女管車であったことが、関係しているように思える。

管車は繰糸室（車間）の監督者であるが、その幼年工は盆工である。労働の監督者として、管車は時に繰糸女工から罰金を取ることがあるが、その時の繰糸女工の不満は、徒弟的な立場に置かれている盆工を虐待することではしばしば解消された。そして管車自身も、その虐待をあおるような姿勢を示した。煮繭作業を担うと同時に、繰糸技術を見習う徒弟的な立場に置かれていた幼年の少女の存在は、管車と繰糸女工との対立を緩和する役割をはたしていたのである。

女子工業進徳会や女工団が労働条件の改善について、最も関心を示した

のは労働時間の制限であり、主要にはそれを省政府や省議会に請願することによって実現しようとした。「保商恵工章程」の制定は、二つの女工組織のこの問題をめぐる活動の成果であったといつてよい。確かにそれは11時間近い労働時間を許容していたし、まもなく反古にされてしまった。しかし製糸女工の労働時間に初めて法令のかたちで制限がくわえられたのであり、このことは先約取引分の生産のための季節的に集中した操業の継続の困難を、経営者側をして予想させることになったであろう。

女管車を中心にした女工組織は、その結成の認可や労働時間の制限をめぐって経営者側と対立しつつも、同時に経営者側と姿勢を共通にしている面もあった。それは工場規則の遵守とむやみなストライキの禁止、それに一般女工の監督者（車間では管車）をとびこした経営者との直接交渉の禁止に表われている。この工場内での女工の秩序維持に関する、経営者側と女工組織の姿勢の共通性は、後に結成が公認される上海女子工業進徳会の系譜をひく女工組織の性格や活動内容に具体化することになるのである。

註

- (1) J. Chesneaux, *The Chinese Labor Movement 1919-1927*, p. 195. Stanford University Press, 1968.
- (2) Emily Honig, *Sisters and Strangers: Women in the Shanghai Cotton Mills 1919-1949*, pp. 209-210. Stanford University Press, 1986.
- (3) 姜沛南・陳衛民「上海招牌工会的興亡」『近代史研究』1984年6期。「招牌工会」というのは、ブルジョアジーなどの指導する似非労働団体を意味しているが、中国共産党の成立前後、このような労働団体の勢力はとくに上海において、真の労働者の組織よりはるかに大きかったことを、この論文は認めている。
- (4) 古廐忠夫「労働運動の諸潮流」野沢・田中編『講座中国近現代史』4巻(1978年)。「ブルジョア民族主義的潮流」といわれる労働運動の流れの特徴の全てが、本稿で取りあげた製糸女工の組織の結成計画に見られるわけではない。この「潮流」の諸特徴のなかであてはまらないのは、実業の発展を願う知識人や中・小ブ

ルジョアジーの直接の関わりが見られないことであり、その意味では、本稿で取りあげた女工組織は「工団主義」に傾斜しているといえる。

- (5) 高綱博文「中国労働立法運動に関する一考察」『史叢』19号 1976年。
- (6) 佐藤明子「5・30運動における中国婦人」『史海』27号 1980年。
- (7) 『民国日報』（覚悟）1922年9月5日。
- (8) 『申報』1922年6月30日。
- (9) 『申報』1921年11月8日。
- (10) 『民国日報』1922年1月22日。
- (11) 『申報』1922年5月10日。
- (12) 『申報』1923年1月15日。
- (13) 『民国日報』（婦女週報）1924年1月1日。
- (14) 『民国日報』（婦女週報）1923年10月31日。
- (15) 拙稿「中国における製糸女工の状況」（『地域文化研究』6巻，1981年）では、1910年と11年の製糸業の争議の事例から、春挽期の末に賃金の不払いを原因に起きる場合が多いことを指摘した。この時期においては個別の工場で、とくに他の工場や他の職種に移動しようとする女工の賃金の清算をめぐる、自然発生的に争議が起きることが多かったように思える。それが20年代にはいって、夏挽期の開始時期に争議が集中して発生するようになったことには、実際に女工にとって労働が最もきびしいが、同時に要求の実現もより容易である時期の選択という、女工の自覚的な闘争方法の採用やそれを促す指導的組織の出現といったことが関連しているといえよう。
- (16) 蚕糸業同業組合中央会『支那蚕糸業大観』1929年 293頁。
- (17) 『申報』1922年7月13日。
- (18) 『申報』1922年8月10日。
- (19) 『申報』1922年8月7日。上海女子工業進徳会の結成を発起した女工の人数については50人説もあるが、その「章程」は発起人として25人の氏名をあげている。
- (20) 力子「上海絲廠女工罷工記」『婦女評論』53期（1922年8月9日）。
- (21) 彌弼「上海絲廠女工的同盟罷工」『婦女雜誌』8巻10号（1922年10月）、次常「女子工業進徳会與婦女労働組合問題」『婦女雜誌』8巻11号（1922年11月）。

- 22 『民国日報』1922年8月6日。
- 23 『申報』1922年8月7日。
- 24 『民国日報』1922年8月7日。女工の要求内容を報道した新聞記事はこれだけでなく、10時間労働、賃金の支払い保留の廃止、一律4角の賃金、事故による欠勤の場合の罰金廃止の4項目をあげている新聞もある（『申報』1922年8月7日）。ここにも賃上げ要求は出ていない。当時の製糸女工の最高賃金は4角であり、第3項目について上海商務官事務所『最近中国罷工事情』（1925年）は、「日給ハ生糸相場ノ如何ニ拘ラズ四角ト為スコト」と理解しており（6頁）、本文中の④と同趣旨の要求と考えられる。
- 25 『申報』1922年8月7日、『民国日報』1922年8月7日。
- 26 前掲高綱論文。
- 27 満鉄庶務部調査課『支那に於ける労働争議調(-)』1925年 71頁。女子工業進徳会の「女工頭」や幫との関連について示唆を与えたのは、佐藤明子「上海製糸女工に関する一考察」（『中国近代史研究会通信』15・16号、1982年）である。
- 28 『民国日報』1923年10月26日。
- 29 『申報』1923年12月13日。
- 30 『民国日報』（覚悟）1922年8月13日。
- 31 「絲廠女工生活的狀況」『婦女雜誌』8卷11号（1922年11月）。
- 32 『民国日報』1922年8月17日。
- 33 『民国日報』1922年8月7日。
- 34 『民国日報』1922年8月31日。
- 35 『申報』1923年7月2日。
- 36 『民国日報』1922年10月27日。
- 37 『民国日報』1922年10月31日。
- 38 『民国日報』1922年11月14日。
- 39 『申報』1922年12月17日。
- 40 『申報』1923年2月8日。
- 41 『民国日報』1923年3月27日。
- 42 上海商務官事務所『最近中国罷工事情』1925年 11～12頁。
- 43 『民国日報』1923年6月23日、6月30日。

- (44) 『支那蚕糸業大観』 299～300頁。
- (45) 力子「異哉所謂保商惠工章程」 『婦女評論』 81期(1923年2月28日)。「保商惠工章程」の全文はこの論文に載せられており、また糸繭総公所の書信を含む前文と「章程」の訳文は、さきの『最近中国罷工事情』におさめられている。
- (46) 『民国日報』(覚悟) 1923年3月15日。
- (47) 『民国日報』1923年6月23日。
- (48) J. Chesneaux, p. 228. シェノーは江蘇省長が9時間労働と週休の実施を命令したと述べているが、当時の新聞報道によれば週休でなく、一月に二日の休日である(『申報』1923年7月5日, 7月15日)。
- (49) 『民国日報』1923年11月12日。
- (50) 『申報』1923年6月27日。
- (51) 『申報』1923年7月5日。
- (52) 『申報』1923年7月2日。
- (53) 『支那蚕糸業大観』 368頁。
- (54) 『申報』1923年7月31日。
- (55) 『民国日報』(婦女週報) 1923年9月19日。
- (56) 『民国日報』1923年9月29日。
- (57) 『民国日報』1923年12月12日。
- (58) 『民国日報』1923年9月29日, 10月9日。
- (59) 『支那に於ける労働争議調(-)』 72頁。
- (60) 『民国日報』1922年7月26日。この新聞記事は女工組織の名称を「女子工業聯合会」としているが、結成を進めていた人物は同一であり、女子工業進徳会のことであると考えて間違いない。
- (61) 前掲拙稿。
- (62) 『申報』1922年8月6日, 『民国日報』1922年8月6日。
- (63) 「上海絹糸工場女工同盟罷業」 『通商公報』976号(1922年9月)。
- (64) 『民国日報』1922年8月15日。ただし剝繭間の女工の大部分が塩城幫であるとし、ストライキの中心を剝繭間の女工におくのは正しくなからう。というのは剝繭作業は熟練を要しないものであり、女工のかわりは容易に獲得できるからである。

- (65) 『民国日報』1922年8月11日。新聞の女工の出身地に関する報道で、泰興県とするものと泰州とするものがあるが、糸廠女工団の活動のなかで省議會に出された請願書では、製糸女工は13の幫にわかれているとし、その一つとして1912年に泰州が改められた泰県の幫をあげており、泰州と考えたほうが正しいようである。
- (66) 『申報』1922年8月10日。
- (67) 同上。
- (68) 前掲拙稿。
- (69) 『申報』1922年11月14日。
- (70) 『民国日報』1922年8月7日。
- (71) 『申報』1922年8月7日。
- (72) 『民国日報』1922年7月26日。
- (73) 戴緒恭『向警予伝』 人民出版社 1981年 85～86頁。
- (74) 「中国共産党第二回全国大会決議」『中国共産党史資料集』1巻 勁草書房 1970年。
- (75) 『民国日報』（婦女週報）1923年9月26日。
- (76) 『民国日報』（婦女週報）1923年11月21日。